

農務部

鳥取縣公報

昭和十六年十月十四日
第千二百七十六號

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

告示

鳥取縣告示第八百二十二號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル滿洲混保大豆ノ最高販賣價格左ノ通指定ス
昭和十六年二月十八日鳥取縣告示第百六十一號ハ之ヲ廢止ス
昭和十六年十月十四日

鳥取縣知事 入田三郎

滿洲混保大豆最高販賣價格

卸賣業者最高販賣價格

小賣業者最高販賣價格

等級	單位	價格	單位	價格
一 等	新麻袋 一〇〇斤入	一四、四三	一 升	三五〇
二 等	同	一四、三三	同	三四五
三 等	同	一四、二三	同	三四五
四 等	同	一四、一三	同	三四〇

一 本表價格ハ西伯郡境町以外ノ地ニ於ケル販賣價格トス
二 卸賣業者最高販賣價格ハ省線驛渡價格トス

鳥取縣公報 每週曜日發行 (休日ニ當ル) 昭和十六年十月十四日 (昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

00322

三 小賣業者最高販賣價格ハ一袋(一〇〇斤)未滿ノ小分賣ヲ爲ス場合ニ於ケル賣主店先渡價格トス

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル雜酒ノ最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十六年十月十四日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

銘柄	規	格	容量	卸賣業者最高販賣價格 單位 價格	小賣業者最高販賣價格 單位 價格
松葉酒「紋章」	アルコール分	エキス分	六〇〇cc	一打	二五、〇〇
同	同	同	一八〇同	同	一〇、〇〇
同	同	同	四五〇同	同	四四、〇〇
同	同	同	二二五同	同	二四、〇〇
同	同	同	一〇〇同	同	一一、四〇
清氣(ママシ酒)	同	同	一七度以上	同	三〇、〇〇
同	同	同	一五度以上	同	一一、五〇
同	同	同	一八〇同	同	一一、二五
オットホル (ホルモン酒)	同	同	二〇度以上	同	五、五〇
同	同	同	二五度以上	同	五、五〇
同	同	同	四〇〇瓦	同	三、五〇
同	同	同	二二〇同	同	三、五〇
同	同	同	九〇同	同	一、五〇

00323

鳥取縣告示第八百十四號

度量衡法施行手續第十四條ニ依リ米子市度量衡器計量器第一種取締左ノ通執行ス但シ日別検査區域及検査場所ハ米子市長ノ告示ニ依ル

昭和十六年十月十四日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

執行日期 自十一月十八日 至十一月二十五日
 器物提出時限 自午前九時 至午後三時
 執行區域 本年二月十八日告示第四百四十六號ニ依ル執行區域ヲ除キタル全區域

鳥取縣告示第八百十五號

青果物配給統制規則第七條ノ規定ニ依リ青果物種類別ノ出荷地區並ニ出荷團體左ノ通指定ス

昭和十六年十月十四日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

種類 出荷地區 出荷團體
 大根 西伯郡 西伯郡青果物出荷組合

00324

鳥取縣告示第八百十六號

家計調査施行規則第十二條ノ規定ニ依ル家計調査員左ノ通内閣ニ於テ昭和十六年九月二十日附任命セラレタリ
昭和十六年十月十四日

鳥取市	鳥取縣知事	入田三郎
米子市	富山秀義	
岩美郡浦富町	山根時茂	
同 倉田村	勳入等	
入頭郡智頭町	三種浦幸茂	
	安田住展夫	

鳥取縣告示第八百十七號

産婆登録名簿ノ訂正者左ノ如シ

昭和十六年十月十四日

住所	岩美郡字倍野村大字高岡五〇二番地	鳥取縣知事	入田三郎
----	------------------	-------	------

昭和十六年九月二十六日住所並開業地變更ニ依リ同年九月二十八日付産婆名簿訂正方出願ニ對シ同年十月四日訂正

山本公子

00325

鳥取縣告示第八百十八號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定日期日ニ於ケル額ト看做ス
昭和十六年十月十四日

鳥取縣知事 入田三郎

住本所籍 鳥取縣氣高郡吉岡村大字吉岡四七七番地

昭和十四年四月二十七日離婚ニ依リ前性木村ヲ木下ニ改姓並本籍變更ノ爲
昭和十六年九月二十五日付産婆名簿訂正方出願ニ對シ同年十月四日訂正

木下とし子

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名稱 鳥取縣紙工品商組合
鳥取縣紙加工業組合

(ロ) 地區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ紙加工品ノ製造販賣ヲ營ム者

三 價格等統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

品名 因州紙製木版手刷 巾四寸八分 規 格 重量二十五瓦以上 單位 六枚一組包紙入
 名所繪入繪はがき 丈三寸一分 生産者最高販賣價格 販賣業者最高販賣價格
 本表價格ハ賣主店先渡價格トス 圓 六〇 圓 七二

四 認可ニ附シタル條件
 (ロ) 實施ノ日 昭和十六年十月十四日
 (イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
 (ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

鳥取縣告示第八百十九號

農林省所管重要物資現在高調査員タル資源調査員左ノ通任免セリ
 昭和十六年十月十四日

鳥取縣知事

入 田 三 郎
 職務執行ノ區域 任免年月日
 昭和十六年八月三十日

新 任 者	解 任 者	職 務 執 行 ノ 區 域	任 免 年 月 日
霜村則憲	吉田光治	成器村	九月十日
太田孝	小林忠	大茅村	九月十五日
中山利巳	松本健	岩井町	九月十五日
中垣政利	横山良	宇倍野村	九月二十五日
寺崎鶴政	平井春	蒲生村	九月六日
河脇茂	山田壽夫	本庄村	九月二十九日
角本正	谷川大	若櫻町	八月三十一日
岡崎謙一	篠田未	同	同
岡崎謙一	篠田未	同	同

新 任 者	解 任 者	職 務 執 行 ノ 區 域	任 免 年 月 日
細川耕	角尾柳藏	神戶村	九月十五日
大野武	西尾勇	末恒村	九月六日
梶野義	矢部木	智頭町	八月二十八日
福谷義	佐々木	同	同
小谷義	柳川	同	同
藤本義	柳川	同	同
石本義	柳川	同	同
田中義	柳川	同	同
前田義	柳川	同	同
池上義	柳川	同	同
生田義	柳川	同	同
大塚義	柳川	同	同
角田義	柳川	同	同
本伊達義	柳川	同	同
松田義	柳川	同	同
川田義	柳川	同	同
黒田義	柳川	同	同
谷口義	柳川	同	同
松本義	柳川	同	同
山根義	柳川	同	同
三上好義	柳川	同	同
河上義	柳川	同	同
松本義	柳川	同	同
谷口義	柳川	同	同
谷口義	柳川	同	同

00328

鳥取縣告示第八百二十號

商工省所管重要物資現在高調査員タル資源調査員左ノ通任免セリ

昭和十六年十月十四日

鳥取縣知事

八 田 三 郎

若林文入	若林久治	根雨町	同	九月十五日
奥谷虎藏	松村三久	同	同	同
長谷川猪佐夫	山川房雄	同	同	同
藤原義治	加藤源藏	神奈川村	同	十月二日
加藤諫	同	同	同	同
田中善市	棚田義雄	日置村	同	九月二十七日
新任者	解任者	職務執行ノ區域	任免年月日	
寺垣政市	平井春一	蒲生村	昭和十六年九月六日	
河崎鶴男	山田壽夫	本庄村	同	九月二十九日
吉田芳信	山田隆次郎	米里村	同	九月二十七日
中村利明	横山良苞	宇倍野村	同	九月二十五日
田中正春	吉田光治	成器村	同	九月三十日
角脇茂之	谷川大藏	若櫻町	同	九月二十四日
岡本正治	篠田未高	同	同	同
岡崎謙一	岡田一稔	同	同	同
安住展夫	梶川寛一	同	同	九月二十六日
小谷義明	柳川春之助	智頭町	同	九月二十九日
角田達一	後藤貞市	倉吉町	同	九月十五日
田貝速水	足羽福義	御來屋町	同	九月二十八日
田中善市	棚田義雄	日置村	同	九月二十七日

00329

彙

報

神嘗祭に當りて

(社事兵事課)

十月十七日の神嘗祭は 皇祖天照大神が當年の新穀を聞食されるにつき、諸神の祭に先だつて執り行はれる祭儀であつて、神宮に於ける大祭の中でも恒例の祭祀中最大の重儀である。

古典によるに 天照大神高天原に於て豊受大神より五穀の種を得給ふて、天下萬民の生活に缺くべからざるものと仰せられ粟稗・麥・豆・稻を植ゑしめ給ひ、豊穰の秋に至り新穀を作り御親ら殿内に新穀を聞食さるゝ御儀を遊ばされたと傳へられ、天孫降臨に際しては御親ら齋庭の稻穂を授け給ふて長へに國民の食糧とせしめ給ふたのであつて、御神慮の程まことに感激に堪えぬ處である。

その後御歴代の 天皇におかせられてはこの 皇祖の大御心を心とし給ひ、年々の新穀を聞食さるゝに際しては必ず神嘗の祭を終つた後、親しく新嘗の厳儀を行はせ給ふたのであつて、宮中に

おかせられては十月十七日午前十時、天皇陛下神嘉殿の南庇に出御あらせられて 神宮を御遙拜遊ばされ、畢つて皇族文武百官を率ゐて賢所に出御、皇祖を御親祭遊ばされ親しく御告文を奏し給ふのである。また全國官國幣社以下神社では當日 神嘗遙拜の式が行はれる。

今や時局はいよゝ進展して國際情勢は全く豫斷を許さぬものがあり、事變の長期性はますます必然となつて來た時に當り、我が國の食糧問題はまことに緊切なものがある。われはこゝに神嘗祭を迎ふるに當つて、この有りがたき 皇祖の御恩澤を感謝し奉り彌々志を堅くしてその増産に萬全を致して神慮に報ひ奉ると共に、上御一人の大御心を體して職域奉公の誠をつくし、又一般消費者も廣大無邊なる神恩に感謝し奉ると共に、一粒の米穀と雖も神恩の顯現であることを感銘して節約につとめ、上下心を一にして千載一遇の大聖業完遂に渾身の力を捧げなければならぬのである。

過般次官會議に於て本年より毎年十月十七日午前十時を期して

00330

萬民一齊に 神宮を遙拜することに決定されたのであるが、國民はみなこの政府の意圖を體して、一人の漏れなく當日 神宮を遙拜して感恩の誠を捧げなければならない。

本縣の第一回豫想收穫高

六十一萬六千石

九月二十日現在

(統計課)

本縣に於ける本年の稻作付面積は三萬二千八百六十四町五段であつて之を前年の作付面積に比すれば百一十一町一段(三厘)を増加してゐる。

本年は食糧増産の國策に順應して昨年より百十餘町の作付の増加を見、苗代時期の氣候も適順で苗の成育も良好に進み移植も大體適期に行はれたのであつたが、六月中旬以來陰鬱な天候が持續し、低溫寡照且つ降水量が多かつたために軟弱徒長して分蘖が少く發育を阻害せられ、又全般的に稻熱病が発生して相當な被害を蒙り、八月上旬に至つて天候回復と共に生育を挽回したのであつたが、其の後九月中旬に入つてから又復天候不順となり、日照少

く降雨多く開花結實に悪影響を及ぼした結果、異常な注目を以て見られてゐた九月二十日現在に於ける第一回豫想收穫高は六十一萬六千三百三十石を示し、作付面積の増加にも拘らず前年の實收高より十二萬六千四百九十石(一割七分)を減じ、前五ヶ年の平均實收高に比すれば十萬六千四百九十二石(一割四分七厘)の減收が豫想せられるに至つた。

尚ほ最近五ヶ年間に於ける作付面積及び實收高は

年	作付面積	收穫高
昭和十一年	三二、六五八町三反	七二一、九八〇石
同十二年	三二、八八六、一	六九六、四五四
同十三年	三二、九六二、九	七三六、〇〇八
同十四年	三二、三八六、九	七一六、八五〇
同十五年	三二、七五三、四	七四二、八二〇
平均	三二、七二九、五	七二二、八二二
鳥取市	作付面積	豫想收穫高
米子市	七八一町〇反	一四、七六〇石
岩美郡	七九二、二	一四、二五〇
	三、四四三、八	六〇、五六〇

00331

八野郡	四、四六二、八	八四、一五〇
氣高郡	四、四七二、六	七八、四九〇
東伯郡	八、四六八、六	一七一、八二〇
西伯郡	六、六〇八、八	一二九、一八〇
日野郡	三、八三四、七	六三、一二〇
計	三二、八六四、五	六一六、三三〇

民間金屬類特別回收物件

一賣却は當局の指示を待て

(振興課)

曩に十月一日興亞奉公日には大政翼賛會に於てその實踐項目として「戰爭物資の供出」が取り上げられ、金屬類回收令の方針に基いて一般家庭を對象とする戰爭物資活用運動が行はれたのであるが、この民間金屬類回收に關しては既に當公報千二百七十一號(九月二十六日發行)にも記したやうに、右の金屬類回收令によつて法的に強制される回收と、この法の方針によつて一般家庭より自發的に供出回收される特別回收と、從來から兵器獻納資源回收運動によつて行はれてゐる一般回收との三つがあるわけであつ

て、法の強制によるものは別として、右の一般回收は現在使用せられてゐない不急物件並に廢品を回收するものであり、特別回收は現在使用してゐるとあるものに拘らず、代替品によつて物件の効用に大なる支障を來たさないものを全部回收しやうとするものである。

從つて右興亞奉公日の實踐目標たる金屬回收は一般回收として從來の兵器獻納資源回收運動の強化の意味に於て鐵・銅の回收に重點を置いてなされたものであつて、この一般回收としての回收物件は從來通り兵器獻納資源回收運動に合流せしめて、從來の回收機關を通じて賣却して差支ないものであるが、特別回收に屬する回收物件は財團法人戰時物資活用協會の回收機關によつて回收されるのである。然るにこの特別回收の性質を帯び回收せられた物件については、代替資材とか努力及び輸送力の不足等の現状に鑑み、回收機關・運輸機關及び土木建築業者の準備の都合等もあつて、その回收實施は十一月初旬となる見込であるから、これが賣却については縣から何分の指示があるまで賣却を見合せられたい。

即ち特別回收の一部は十月一日の奉公日に於て回收されてゐる部分もあるであらうが、これが實施については更に具體的方策並に手續等につき通知する筈であるから、それまでは専ら宣傳に重

00332

點を置いて戰時態勢下に於ける錢・銅の重要性の認識を深め、自ら進んで聖戰遂行に犠牲的貢獻をなすの氣運を醸成することに努め、既に回收せられてゐる特別回收物件は従来の回收機關への賣却を見合せて、更に特別回收實施に當つて多大の成果を擧げ得るやう努められたいのである。

國債消化強調運動!!

十月十五日より同二十五日まで

(振興課)

支那事變の完遂並びに緊迫せる國際情勢に對處して戰時態勢の急速なる整備強化を圖るため、此の際更に國債・貯蓄債券及び報國債券に對する認識を一層深めて、學國一致益々貯蓄報國の念を振起し、國債及び債券の購入に努めしめる目的を以て、來る十月十五日から二十五日までの期間、國債消化強調運動を起すこととなつた。但し各地方の事情によつてこの期間を適宜變更することは差支ないが、その際は其の旨知事に報告することとなつてゐる。

◇實施方法及び注意

△市町村は地元郵便局並に日本銀行鳥取支店と連絡して實施に遺憾なきを期し、既に通知せられてゐる消化目標額に準じて各貯蓄組合(未組織の所は部落會・町内會)別に消化目標額を決定させて置く。

△貯蓄組合は地元郵便局並に勸銀支店と協力し、又常會其の他の集合を利用して豫約を纏めて申込を行ふ。

申込はなるべく賣出開始前迄に行つて證券の圓滑なる配給に資する。小口の債券は發行額に限りがあるが、二十五圓券以上のものは追加送付も可能であるから特に留意して最寄郵便局と連絡されたい。

△購入證券の浮動化を避けるため郵便局又は日本勸業銀行への無料保管制度を利用するやう勸奨されたい。

△消化目標額の達成は強制消化の如き誤解なく、國民運動として自覺的積極的の協力を望む。

△市町村の各貯蓄組合の概況を取纏めて十一月十日までに縣に報告すること。

◇國債・債券の種類
この運動期間中に賣出されてゐるものは
支那事變國債

十月二十四日より十一月四日まで

00333

貯蓄債券及び報國債券

十月二十日より 十一月十五日まで

であるが、尙一般參考として國債及び債券の種類を記して置く

△札附國庫債券

額面	賣出價格
二十五圓券	二十四圓五十錢
五十圓券	四十九圓
百圓券	九十八圓
五百圓券	四百九十圓
千圓券	九百八十圓

△割引國庫債券

十圓券	七圓
二十圓券	十四圓

△貯蓄債券(割増金附)

十五圓券	十圓
七圓五十錢券	五圓

△報國債券(割増金附)

十圓券	十圓
五圓券	五圓
一圓券	一圓

兵器獻納資源回收

運動釀出金報告

金額	町村名
一金二圓三十七錢	日野郡福榮村
一金二十六圓五十一錢	西伯郡外江村
一金四圓五十四錢	八頭郡八上村
一金十三圓二十二錢	東伯郡東郷村 松崎村組合
一金十圓二十四錢	東伯郡淺津村
一金四圓八十五錢	八頭郡丹比村
一金九十二錢	八頭郡上私都村
一金二圓六十三錢	東伯郡竹田村
一金二十二圓二十六錢	西伯郡上道村
一金四十一圓二十四錢	日野郡根雨町
一金九圓二十四錢	氣高郡吉岡村
一金七圓九錢	日野郡溝口町
一金四圓九十九錢	氣高郡明治村
一金十九圓二十錢	西伯郡逢坂村
一金百四十六圓十八錢	米子市
一金三圓三錢	東伯郡舍人村

